

業務執行理事 規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、正副会長及び専務理事が、公益社団法人札幌西法人会（以下、「本会」という）の定款第 19 条 3 項及び定款第 21 条の規定に基づき、その業務内容を明示することによって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める業務執行理事として、定款、各諸規程及び法令を遵守し誠実にその業務がなされるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務及び権限)

第 2 条 会長、副会長及び専務理事は、定款 21 条 5 項の規程により、毎事業年度、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

第 3 条 会長は、本会を代表しその業務を執行する。会長の主な職務は、次のとおりである。

- (1) 定時総会の招集（定款第 13 条）、議長（定款 15 条）及び議事録署名人（定款 18 条）
- (2) 理事会の招集（定款第 30 条）、議長（定款 32 条）及び議事録署名人（定款 33 条）
- (3) 重要な職員の任免（定款第 37 条 3 項）
- (4) 事業報告及び決算書の作成、同左の報告及び保管（定款第 40 条）
- (5) 顧問及び相談役の委嘱（顧問及び相談役の委嘱規程第 5 条）
- (6) 正副会長会の招集（正副会長会規程第 3 条）、議長（同規程第 4 条）及び理事会への報告（同規程 5 条）
- (7) 各委員会委員長、副委員長及び委員の委嘱（委員会規程 4 条）
- (8) 支部役員の委嘱（支部運営規程 6 条）
- (9) 事務局の運営監督（事務局組織運営規程第 2 条）
- (10) 事務処理の稟議決済（事務処理規程別表）
 - ①重要な契約の締結・変更・解除に関する事項
 - ②重要な財産に関する事項
 - ③重大な訴訟行為に関する事項
 - ④役職員の昇任・異動及び給与・退職金に関する事項
 - ⑤金融機関取引口座の開設・停止に関する事項
- (11) 理事会の承認を得た職員の採用（就業規則第 7 条）
- (12) 職員の定年延長（就業規則第 29 条）
- (13) 職員の退職願い受理・承認（就業規則第 34 条）
- (14) 職員の慶弔・見舞で規定のないもの金額決定（就業規則第 51 条）
- (15) 初任給の決定（給与規程第 4 条）昇給額の決定（給与規程第 6 条）
- (16) 退職給与の不支給・功労金（退職給与規程第 6 条及び第 7 条）
- (17) 随行出張の場合の旅費支給（旅費規程第 11 条）
- (18) 会計処理の予算の流用・予備費の支出（会計処理規程第 14 条及び第 15 条）
- (19) 専務理事の退任延長（役員の定年に関する規定第 3 条）
- (20) 慶弔に関する事項（慶弔規程各条）
- (21) 表彰に関する事項（表彰規程各条）
- (22) 個人情報保護管理者の指名（個人情報に関する取扱規程第 8 条）

- (23) その他、当会の組織・運営に関する事項全般（正副会長会規程第2条）
- 第 4条 副会長は、業務執行理事として会長を補佐し、前項に定める会長の業務を分担することとし、各人の業務分担は、会長が決定する。
- 2 各委員会の担当副会長は、委員会の審議事項を正副会長会へ報告する。
- 3 総務担当の副会長は、役員等選考委員会規程第3条により同委員長を務める。

第 5条 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を統括するほか、事務局の最終責任者として務める。

(改 廃)

第 6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。
- 2 令和7年5月26日 一部変更